神戸	⇒市		消	前防罪	星長	宛										年	月	F
أ	申戸ī	韦火	災子	,防多	条例第	寛 51 ∰	条の4	4の規	定によ	り次の	とお	1 り届け	代防力	出 表 者 火管理 ³ す。				
2 防火対象物	所		在		地		X							(電	話			
	名				称									用	途			
	収	容	: ,	人	員	従業	美員	人	算定人	人員	人	計	人	階	数			
	種				類				管理者を)防火丸		なけれ	ルばなり	うない	 、防火対	常物			
3 自衛消防訓練	日				時			年	月		日	時		分から	Ö	時	分まで	5
	訓	練	の	規	模		一部	の建物	か全体の 物, 階, ○器具取	部屋	での音	『分訓》	東					
	訓	練	の	内	容		避通消	難報火	訓訓訓	練練練	(そ	Ø	他			
	参	加一	予定	三人	員				J									
		か他 訓練 添た	見のオ	想定)													
*	電話通報者等				通報者					受信者								
				*	受	付	†	闌					I	※ 経	· 追	撮 欄		
	月			F	1		時		分	·受付						訓練方現場指	法指導	

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 この届出書には、自衛消防訓練編成表を添付すること。